

一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業に係る公聴会における公述の申出書

国土交通大臣 殿

標記の公聴会において、公述を希望しますので、土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第7条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

令和 年 月 日

記

1. 公述人情報

代表者氏名			
住 所			
電 話 番 号		メールアドレス	
公 述 人 氏 名			
住 所			
電 話 番 号		メールアドレス	
公 述 人 氏 名			
住 所			
電 話 番 号		メールアドレス	

(法人・団体にあっては、その名称及び所在地並びに実際に公述する者の氏名)

※ 複数の者が共同して申し出る場合には、公述人は3名以内とし当該公述人全員の氏名及び住所を記載願います。

2. 意見の要旨

※意見につきましては、「本件事業の公益性」や「本件事業の環境問題」といった項目のみの記載ではなく、その趣旨及び内容が明らかとなるよう可能な限り詳細に記載願います。

なお、公聴会における意見の陳述は、標題の事業の範囲及び当該申出書に記載された意見の要旨の範囲内で行わなければならないことに留意し記載願います。

※パソコン及びプロジェクターの使用の有無（ 有 ・ 無 ）

3. 公述希望日時及び公述時間

(公述希望日時及び公述時間を下表の欄に○をご記入下さい。希望日時は第1～第4希望までご記入下さい。)

日 時			日時の希望順を お選びください	公述時間	
				15分	30分
A	9月5日(金)	13:30～16:20	1・2・3・4		
B	9月5日(金)	16:40～20:00	1・2・3・4		
C	9月6日(土)	11:15～12:45	1・2・3・4		
D	9月6日(土)	13:45～18:00	1・2・3・4		

(起業者に対し質問がある場合は次頁4.に記載してください)

4. 起業者に対する質問の要旨（起業者に対し質問がある場合のみ記載）

※質問の相手方となる起業者の名称については、「国交省」と記載願います。

（起業者である国土交通省以外の者を質問の相手方として答弁を求めることはできません。）

※ 1, 2, 3の記載事項に不備がある場合は公述人となることができません。

※ 4について記載がない場合は、専ら御自分の意見を述べられるものとみなします。

※ 公述時間について記載がない場合は、15分間の希望があったものとみなします。

※ 公述時間には、起業者に質問をされる場合の質問及びそれに対する答弁に要する時間を含みます。

※ 記入欄が不足する場合には、適宜、別紙を付けていただいても結構です。

※ 公述の申出が多数ある場合には、土地収用法施行規則第8条第2項の規定により、公述人の数を制限することとなります。